



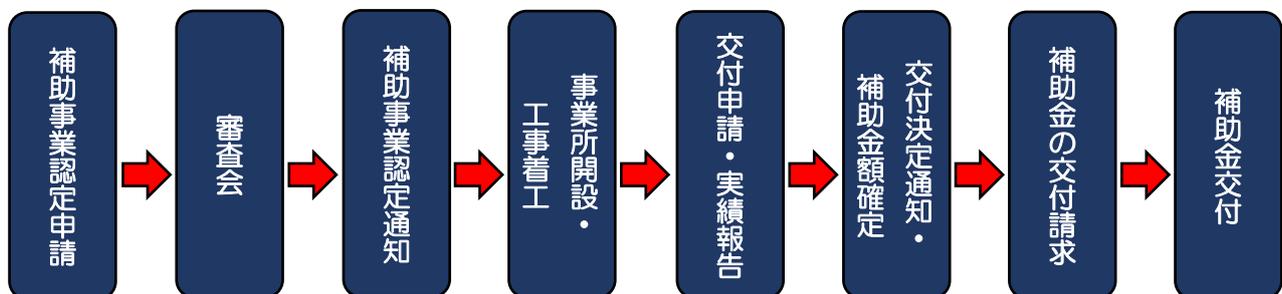
長年にわたり、地域の経済・雇用の基盤を支えている企業の流出を防止するため、愛知県と連携し、市内における中小企業の再投資にかかる経費の12%以内（県支援分5%以内）、大企業にあっては6%以内で拡充支援します。

補助対象	愛知県内に20年以上かつ市内に10年以上立地する工場等を有する企業で、工場、研究所の新設又は増設を行う企業 ※1	
対象分野	① 自動車関連、航空宇宙関連、環境・新エネルギー関連、健康長寿関連、情報通信関連、ロボット関連等 ② 愛知県の産業集積の推進に関する基本指針に基づく集積業種（東尾張地域）の分野	
交付要件	投資規模要件	大企業：25億円以上 中小企業、中堅企業：1億円以上
	雇用要件	認定申請から支援期間が終了する年度までの間、以下の常用雇用者を維持すること。
		大企業：50人以上
		中小企業、中堅企業：25人以上
補助対象経費	土地を除く固定資産取得費用 （新增設に係る工場建設費、機械装置費、工場改修費を含む。）	
補助率	大企業：6%以内	
	中堅企業：7%（みなし大企業は6%）	
	中小企業：12%以内（うち県支援分は5%以内）	
	中小企業（みなし大企業）：10%以内（うち県支援分は4%以内）	
限度額	大企業、中堅企業：3億円	
	中小企業：6億円（うち県支援分は3億円）	
受付時期	工場等の新設又は増設に着手する日の30日前までに、補助事業認定申請が必要です。	

※1 新あいち創造産業立地補助金（Aタイプ）に採択されることが必要です。

※2 操業開始後、交付要件を満たさなくなった場合や5年以内に操業を廃止等した場合、無断で取得財産を売却等した場合は、補助金返還の対象となります。

補助金交付手続きの流れ（イメージ）



愛知県の産業集積の推進に関する基本指針に基づく集積業種（東尾張地域）の分野

産業名	日本標準産業分類上の業種名
輸送機械 関連産業	11 繊維工業 16 化学工業（161 化学肥料製造業、1624 塩製造業、165 医薬品製造業及び166 化粧品・歯磨・その他の化粧品調整品製造業を除く。） 18 プラスチック製品製造業（別掲を除く） 19 ゴム製品製造業 21 窯業・土石製品製造業 22 鉄鋼業 23 非鉄金属製造業 24 金属製品製造業 25 はん用機械器具製造業 26 生産用機械器具製造業 27 業務用機械器具製造業（274 医療用機械器具・医療用品製造業を除く。） 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 29 電気機械器具製造業（2962 医療用電子応用装置製造業及び2973 医療用計測器製造業を除く。） 30 情報通信機械器具製造業 31 輸送用機械器具製造業 32 その他の製造業（323 時計・同部分品製造業に限る。）
繊維 関連産業	11 繊維工業 25 はん用機械器具製造業 26 生産用機械器具製造業 27 業務用機械器具製造業（274 医療用機械器具・医療用品製造業を除く。）
電気・電子機 器関連産業	11 繊維工業 18 プラスチック製品製造業（別掲を除く） 19 ゴム製品製造業 21 窯業・土石製品製造業 25 はん用機械器具製造業 26 生産用機械器具製造業 27 業務用機械器具製造業 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 29 電気機械器具製造業 30 情報通信機械器具製造業 32 その他の製造業（323 時計・同部分品製造業に限る。）
機械・金属 関連産業	11 繊維工業 16 化学工業（161 化学肥料製造業、1624 塩製造業、165 医薬品製造業及び166 化粧品・歯磨・その他の化粧品調整品製造業を除く。） 18 プラスチック製品製造業（別掲を除く） 19 ゴム製品製造業 21 窯業・土石製品製造業 22 鉄鋼業 23 非鉄金属製造業 24 金属製品製造業 25 はん用機械器具製造業 26 生産用機械器具製造業 27 業務用機械器具製造業 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 29 電気機械器具製造業 30 情報通信機械器具製造業 32 その他の製造業（323 時計・同部分品製造業に限る。）
健康長寿 関連産業	9 食料品製造業 10 飲料・たばこ・飼料製造業（105 たばこ製造業を除く。） 11 繊維工業 12 木材・木製品製造業（家具を除く） 13 家具・装備品製造業 14 パルプ・紙・紙加工品製造業 16 化学工業（161 化学肥料製造業を除く。） 18 プラスチック製品製造業（別掲を除く） 19 ゴム製品製造業 21 窯業・土石製品製造業 23 非鉄金属製造業 24 金属製品製造業 27 業務用機械器具製造業 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 29 電気機械器具製造業 30 情報通信機械器具製造業 31 輸送用機械器具製造業 32 その他の製造業（323 時計・同部分品製造業及び3297 眼鏡製造業（枠を含む）に限る。）
新エネルギー 関連産業	11 繊維工業 16 化学工業（161 化学肥料製造業、1624 塩製造業、165 医薬品製造業及び166 化粧品・歯磨・その他の化粧品調整品製造業を除く。） 21 窯業・土石製品製造業 22 鉄鋼業 24 金属製品製造業 25 はん用機械器具製造業 26 生産用機械器具製造業 27 業務用機械器具製造業（274 医療用機械器具・医療用品製造業を除く。） 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 29 電気機械器具製造業（2961 X線装置製造業、2962 医療用電子応用装置製造業及び2973 医療用計測器製造業を除く。） 30 情報通信機械器具製造業 31 輸送用機械器具製造業 32 その他の製造業（323 時計・同部分品製造業に限る。）
農商工連 携関連産業	9 食料品製造業 10 飲料・たばこ・飼料製造業（105 たばこ製造業を除く。） 11 繊維工業 12 木材・木製品製造業（家具を除く） 13 家具・装備品製造業 16 化学工業 18 プラスチック製品製造業（別掲を除く） 24 金属製品製造業 25 はん用機械器具製造業 -7- 26 生産用機械器具製造業 27 業務用機械器具製造業（274 医療用機械器具・医療用品製造業を除く。） 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 29 電気機械器具製造業（2961 X線装置製造業、2962 医療用電子応用装置製造業及び2973 医療用計測器製造業を除く。） 30 情報通信機械器具製造業 32 その他の製造業（323 時計・同部分品製造業及び3297 眼鏡製造業（枠を含む）に限る。）
食料・飲用品 関連産業	9 食料品製造業 10 飲料・たばこ・飼料製造業（105 たばこ製造業及び106 飼料・有機質肥料製造業を除く。） 14 パルプ・紙・紙加工品製造業（1431 塗工紙製造業（印刷用紙を除く）、1451 重包装紙袋製造業及び1454 紙器製造業に限る。） 18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）（1831 電気機械器具用プラスチック製品製造業（加工業を除く）、1832 輸送機械器具用プラスチック製品製造業（加工業を除く）及び1891 プラスチック製日用雑貨・食卓用品製造業を除く。） 21 窯業・土石製品製造業（2114 ガラス容器製造業に限る。） 24 金属製品製造業（241 プリキ缶・その他のめっき板等製品製造業に限る。） 26 生産用機械器具製造業（2641 食品機械・同装置製造業及び2645 包装・荷造機械製造業に限る。）
住宅・建築 物・同設備関 連産業	11 繊維工業（116 外衣・シャツ製造業（和式を除く）、117 下着類製造業及び118 和装製品・その他の衣服・繊維製身の回り品製造業を除く。） 12 木材・木製品製造業（家具を除く）（123 木製容器製造業（竹、とうを含む）を除く。） 13 家具・装備品製造業 16 化学工業（161 化学肥料製造業、1624 塩製造業、165 医薬品製造業及び166 化粧品・歯磨・その他の化粧品調整品製造業を除く。） 18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）（1831 電気機械器具用プラスチック製品製造業（加工業を除く）、1832 輸送機械器具用プラスチック製品製造業（加工業を除く）、1891 プラスチック製日用雑貨・食卓用品製造業及び1892 プラスチック製容器製造業を除く。） 19 ゴム製品製造業（1933 工業用ゴム製品製造業に限る。） 21 窯業・土石製品製造業（2114 ガラス容器製造業、2115 理化学用・医療用ガラス器具製造業、2116 卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業及び2142 食卓用・ちゅう房用陶磁器製造業を除く。） 24 金属製品製造業（241 プリキ缶・その他のめっき板等製品製造業及び242 洋食器・刃物・手道具・金物類製造業を除く。）

受付及び問合せ

日進市 都市産業部 産業観光課

〒470-0192 愛知県日進市蟹甲町池下 268 番地 日進市役所北庁舎 1 階

TEL:0561-76-7366 FAX:0561-73-1821 E-mail sangyo@city.nisshin.lg.jp